

家電販売店の皆様へお知らせ

平成28年4月1日から

川越市地球温暖化対策条例に基づく「統一省エネラベル」表示義務対象機器が変わります。

現在、川越市内で特定機械器具（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫）を一つの販売店において、いずれか5台以上陳列販売する事業者の方は、上記3品目について「統一省エネラベル」を表示することを義務付けています。

平成28年4月1日からは、この制度を改正し、特定機械器具に**電気便座**、**蛍光灯器具**、**電気冷凍庫**の3品目を新たに加え、全部で6品目に対して統一省エネラベルの表示を義務付ける予定で準備を進めています。

平成28年4月1日～ 統一省エネラベル表示義務対象製品（全6品目）



エアコン



テレビ



電気冷蔵庫



電気便座



蛍光灯器具



電気冷凍庫

一つの販売店において、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気便座、蛍光灯器具、電気冷凍庫の6品目のうち、いずれか5台以上陳列して販売する事業者の方は、6品目すべて（陳列台数5台未満の機器を含む。）について省エネ性能を5段階の「★」の数で表示する「統一省エネラベル」表示の義務があります。これに該当しない事業者の方は、ラベルの表示を行うよう努めてください。

※中古品は除きます。

制度改正の目的は？

家庭や事業所におけるエネルギー消費は著しく増加しています。市民や事業者の皆様在省エネ性能の高い家電製品を選んでいただくことで、省エネの推進を図るために統一省エネラベル表示義務対象品目を拡充します。

統一省エネラベルとは？

省エネ法第 86 条では、「エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者等は、エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能の表示等の情報を提供するように努めなければならない。」旨の規定がされています。消費者に商品のエネルギー消費効率等の情報を提供するため、省エネラベルの表示制度があります。省エネラベルとは、家電製品の省エネ性能や目安となる消費電力料金がひと目でわかるラベルです。

《統一省エネラベルの例》

本ラベル内容が何年度のものであるかを表示。

ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示。

多段階評価制度

- 市場における製品の省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示
- トップランナー基準を達成している製品がいくつ星以上であるかを明確にするため、星の下に(▶)でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示。

省エネラベル

年間の目安電気料金

- エネルギー消費効率(年間消費電力量等)をわかりやすく表示するために年間の目安電気料金で表示。電気料金は、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会「電気料金新目安単価」から1kWhあたり27円(税込)として算出。

統一省エネラベルを発行するには？

省エネ型製品情報サイト (<http://seihinjyoho.go.jp/index.html>) から、機種ごとに統一省エネラベルをダウンロードし、印刷することができます。また、同サイトでは、製品の省エネ性能・電気使用料金(1年間の目安)等の検索ができます。

なお、省エネ情報が提供されていない製品(海外製品、型遅れの製品)については、ラベルの発行ができませんので、表示の義務はありません。購入者へは分かる範囲での説明をお願いします。

統一省エネラベルを表示方法は？

発行した統一省エネラベルは、該当製品本体またはその近傍に貼付してください。ラベルを表示することで、市民の皆さんが商品を購入する際、省エネ型の製品を選びやすいようにします。

川越市環境部環境政策課 地球温暖化対策担当
TEL 049-224-5866 (直通) FAX 049-225-9800
E-mail kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp